

不適切な保育防止のためのガイドライン

令和6年 4月
永平寺町

目次

1. ガイドラインの位置づけ	2
2. 不適切な保育とは	3
3. 不適切な保育の未然防止に向けて.....	8
(1) 園の役割	
(2) 子育て支援課の役割	
4. 不適切な保育が生じる背景	7~8
(1) 人権意識の問題	
(2) 職場環境の問題	
5. 不適切な保育が疑われる事案の把握及び発生時の対応	4~6
(1) 相談窓口について	
(2) 発生時対応のながれ	
(3) 事実の確認	
(4) 事実確認後の対応	
【様式】 調査票	9

1 ガイドラインの位置づけ

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第33条第11項においては、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない」との規定が置かれていますが、保育所等における不適切な保育等の防止の取り組みや、保育所等で起こった不適切な保育等への保育所等や自治体の対応について、現在、国から自治体等に対して統一的な考え方を示したものはありません。

一方で、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則（5）保育所の社会的責任」には、「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない」と謳われています。すなわち、保育所においては、子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないように、子どもの人権を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育にあたらなければならないことを示しています。

また、障害者虐待防止法（平成23年6月24日法律第79号）第30条では、保育所等に通う障がい者に対する虐待の防止等について定められており、園における虐待防止措置の具体例として、障がいへの理解を深めるための研修の実施や普及啓発、障がい者に対する虐待に関する相談体制の整備等があげられています。

これらのことから、園において不適切な保育が発生した際の対応について、関係法令を含めて整理し（表1参照）、不適切な保育の未然防止への取組を促進するため、本ガイドラインを作成しました。なお、本ガイドラインの対象施設は永平寺町内の幼児教育・保育施設とします。（本文中においては、「園」と記載）
【表1 関係法令等一覧】

関係法令等	不適切な保育等の防止に関連する条文や内容等
児童福祉法	第33条第10項(被措置児童等虐待の定義)一、被措置児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。二、被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。三、被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置(中略)その他の施設職員等としての療育又は業務を著しく怠ること。四、被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。
子ども基本法	第一章 総則（基本理念）第三条 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
子ども・子育て支援法	第58条第3項の2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律およびこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
保育所保育指針	第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則(5) 保育所の社会的責任 ア 保育所は子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。(3) 保育の方法 ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受けとめること。
幼稚園教育要領	第1 幼稚園教育の基本 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	第3章 第2節 6 保育教諭の役割 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様なかわりを持つことが重要であることを踏まえ(中略)園児の人権や園児一人一人の個人差に配慮した適切な指導を行うようにすること。
障がい者虐待防止法	第30条 保育所等又は認定こども園の長は、保育所等の職員その他に関係者に対する傷害及び傷害者に関する理解を不編めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

2 不適切な保育とは

本ガイドラインにおいて、「不適切な保育」とは、「幼児教育・保育施設等での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」とします。

不適切な保育の具体的な行為類型は、以下のとおりです。

- ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴な関わり
- ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤ 差別的な関わり

③のように、結果として子どもの心身に重大な影響を与える関わりは、比較的整理しやすいものですが、他の行為類型ごとの具体的な関わりとしては、例えば、次のようなものが考えられます。

①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり

- ・ 朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。
- ・ 排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める。
- ・ 「そんなこともできないなら〇〇組からやり直し」「赤ちゃんみたい」などと言う。
- ・ 食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳しない。
- ・ 自分から訴えてトイレに行くことができる子どもに対して、無理にトイレに行かせる。
- ・ 子ども同士のトラブルが起きたとき、子ども達の言い分を聞かず、一方的に判断を下す。
- ・ 制作活動で子どもが描いた作品を見て、一方的に描きなおすよう働きかける。

②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ

- ・ 「〇〇しなさい」とどなったり、子どもが怖がるもの（鬼等）を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。
- ・ 寝ずに話をしている子どもの布団を取り上げたり、友だちと離れた場所に敷いたりする。
- ・ なかなか寝付けずにいる子どもに対して「早く寝てよ。あなたが寝ないと仕事ができない」と言う。
- ・ 集団行動を促す言葉がけを聞かない子どもに対し「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言う。

③罰を与える・乱暴な関わり

- ・ 並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待たず、腕をつかんで引っ張る。
- ・ 子どもの人数をチェックする際に、子どもの頭を手で叩くようにして数える。
- ・ 友だちを叩いた子どもに、叩かれると痛いことを分からせるために、子どもの手を叩く。
- ・ 言うことを聞かない子どもに対し、廊下に立たせる、散歩に連れて行かない（連れて行かないと脅す）などの罰を与える。

④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり

- ・ 提出物が遅い、お風呂に入っていない等に対し、子どもに「またお母さん忘れたの」「昨日お風呂に入れてもらわなかったの」など、親を否定することを言う。
- ・ 時間ぎりぎりのお迎えになる子どもに「〇〇ちゃんのお母さん、今日も遅いね」と言う。

⑤差別的な関わり

- ・ 特定の子どものみだけ「おはよう」とあいさつする。
- ・ 少食の子どもに対して、子どもの意見を聞かず、初めから非常に量を少なくして配膳する。
- ・ 寝かしつける際に、いつも同じ子どものそばにばかりつく。
- ・ 「男の子はいつまでも泣かない」「女の子は乱暴な言葉を使ってはいけない」など性別を理由に子どもを注意する。

(参考：全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」より)

これらの行為の中には、保育士等一人一人の子どもの人権や人格尊重に関する理解が十分でないなどにより、本人は問題ないと捉えている行動が、不適切な保育に該当することがあります。

また、保育士等本人は子どものために良かれと思った行為であるために、その行為が子どもの権利を侵害するという重大さに気づいていない等の状況も考えられます。いずれにせよ、不適切な行為が疑われた場合には、保育士等の意識や意図に関わらず、事実確認において次のことを明らかにしなければなりません。

- ・ 不適切な保育が疑われる行為の有無（それが生じた具体的状況）
- ・ 不適切な保育が疑われる行為に至った背景（保育の内容、子どもの個別事情、など）
- ・ 不適切な保育が疑われる行為が繰り返し行われていたのか（再発可能性）

3 不適切な保育の未然防止に向けて(まとめ)

園における不適切な保育をなくし、全ての施設で質の高い教育・保育を提供するにあたって、園と子育て支援課がそれぞれ担う役割について、次のように整理します。

(1)園の役割

- ① 保育士等に対し、子どもの人権・人格の尊重の観点に照らして、適切な保育についての園内研修を行い継続的に保育者の人材育成を行います。
- ② 保育内容に関する自己評価（園評価）や公開保育等を活用し、行事計画等を含む日々の保育のあり方に関する保育士等の気づきを促します。
- ③ 保育の計画の作成や振り返りにあたっては、不適切な保育が生じないよう、職員間の語り合いを通じた気づきを促します。
- ④ 不適切な保育が生じないような職場環境の整備のために、組織的な取組を行います。

【表2 園内研修計画】

実施日	1回目	5月実施	① 職員は、各自【人権擁護のためのセルフチェック】で自己評価する ② 園長と面談(自己の振り返り・園の問題点を探る) ③ 園内研修をもち、職員間で、保育者としてまたは園の問題点を共有する ④ 職員間で、セルフチェックリスト【良くないと考えられるかかわり】について、改善方法を検討する(かかわるときに意識すること・子どもへの言葉のかけ方等) →【子どもを尊重するためのマニュアル】
	2回目	10月実施	① 職員は、各自【人権擁護のためのセルフチェック】で自己評価する ② 園内研修で、職員間で5月の園内研修【子どもを尊重するためのマニュアル】(表〇)をもとに評価する。(改善箇所がある場合は「改善点」を修正する)
	3回目	2月実施	① 職員は、各自【人権擁護のためのセルフチェック】で自己評価する ② 園内研修で、職員間で10月の園内研修【子どもを尊重するためのマニュアル】をもとに評価する。(改善箇所がある場合は「改善点」を修正する) ③ 園内研修で、一年間の取り組みを振り返り来年につなげる

【表3 子どもを尊重する保育マニュアル】

(1) 子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり

一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり	改善点【子どもにかかわる時の態度】	【言葉がけ例】
登園時	朝、母親に抱かれてなかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	・子どもの気持ちに寄り添い声をかける。 ・保護者が安心して預けられる雰囲気をつくり笑顔で受け入れる。 ・本日予定の楽しい活動を伝える。	・「お母さん(お父さんなど)が大好きだもんね。離れたくないよね」 ・「お天気いいから、お散歩にいくよ！」
日中	製作活動で子どもが描いた作品を見て「そこ違うよ。もう一枚描いてみる？」とだけ言って、描き直すように働きかけた。	・子どもが描きたいと思って描いた絵を受け止める。子どもとイメージを共有する ・肯定的な言葉がけをする。認める・褒める・引き出すイメージがわからない子には、などの声かけをしてイメージを広げる。	・「～を描いたんだね」 ・「これなあに？〇〇はあった？これも描いてみる？」
	排泄の失敗への対応をその場で رفتり、周囲に知らせたり、その場で責めるような言葉がけをする。	・言いやすい人的環境が必要と、優しく言葉をかけ、速やかに始末をする。 ・場所によっては目隠しや場所を移動する。 ・失敗と思わせないような声掛け。	・「おしっこ出ちゃったね？気持ち悪いね、着替えよう。大丈夫だよ」 ・「誰でもでちゃう事もあるんだよ」
	子どもが、友だちを叩く等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉がけをする。	・当事者と周囲の子どもに個別に状況の確認、子どもの思いを聞く、思いを受けとめなぜその行為がいけないのか、どんな伝え方をしたらよかったかを促す。 ・以前の失敗をくり返し責めるようなことは言わない。	・「どうしたの？先生にお話してくれる？」 ・「何があったか知ってる？」

	子どもが保育者に話しかけた際、「今忙しいから後にして」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> ・手を止めて聞く。 ・手が離せないときは仕方がない。その代わりに、用事が済んだら、話しかけてきた子に何の用だったのかを聞く。見通しが持てる様な声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇の後に話聞かぬ。」 ・「順番に話を聞かぬからね」 ・「10まってね」 ・「時計の〇になったら聞かぬから待ってくれる？」
	苦手なことを渋っている子に「早くやって、できないなら後ろに行つて」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士が心に余裕を持つ。 ・ゆとりのある時間の確保。 ・見ることで見通しを持つ、少しでも安心できるようにする。 ・できる所だけやり成功体験。 ・どうしても嫌なら無理強いはいしないで、やる気が起こるまで待つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一緒にやってみる？」 ・「ここまでできたね。すごいね」 ・「難しいね。一緒にやってみる。」 ・「お友達を見てみよう」 ・「次の時にやってみよう！」
昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べた後におかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・食べたいものを自分で選んで食べられるようにする。食事のマナーを身につける。手を添えて一緒に取り組む ・こぼすことも発達段階の一過程と捉える。こぼされることがストレスなら、食事の時の環境を工夫する。 ・子供を変えさせるのではなく、保育者の視点を変える。 ・年齢に合った食具を選ぶ。(器の大きさ・深さ) ・保護者に、どんな食事状況か聞いてみる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「今日の給食は、〇〇だよ」 ・「これおいしそうだね」 ・「お皿をもって食べようか」 ・「何から食べようか」 ・「あらあら人參さん逃げていっちゃったね」 ・「上手に食べられたね」 ・(デザートが机に乗らないときは)「ここにデザートあるよ」
降園時	お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしまいました」と他の保護者に聞こえるように言う。	<ul style="list-style-type: none"> ・他の保護者に聞こえるところでは話さない。「泣かせた」ことの詳しい状況(背景)も話しているのか、本当にそのことを伝えなければならなかったことなのか、考えてから話すようにする。 ・A君の前では話さない。 	
その他	子ども同士のトラブルが起きた時、子ども達の言い分を聞かず一方的に判断を下す。	<ul style="list-style-type: none"> ・別室で気持ちを落ち着かせてから(クールダウン) ・じっくり聞くようにする(状況・背景をしっかり探る) ・両者の言い分を聞く ・双方の気持ちを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「どうしたの？先生にお話してくれる？」 ・「〇〇君は、こんな気持ちだったって」(代弁)
	自分から訴えてトイレに行くことが出来るようになった子どもに対して「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・強制的に促す必要はない。 ・個々の排尿間隔を把握する。 ・園外保育先にトイレの場所を確認する。 ・これから起こる状況による。 ・自分でトイレに行つて排尿できるようになったことを認め褒めることが大事である。 ・失敗したときに保育士の手間が増えるという考えを改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「トイレに行きたかったら教えてね」 ・「しなくなったら伝えてね」

2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ

一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり	改善点【子どもにかかわる時の態度】	【言葉かけ例】
日中	集団行動をするための言葉かけをした際、言葉かけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言葉かける。	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス全体の取り組みや生活の流れなどを順序立てて分かりやすく伝える(視覚支援など) ・周りの子の動きを気づかせるような言葉かけをする。 ・脅しのような言葉を掛けないようにする。 ・整合性が大事。理由がある場合は脅かしではない。プラスの言葉かけをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇したら〇〇できる」という肯定的な伝え方をする。
昼食時	ご飯をこぼした子どもに対して、床に落としたものを拾って食べるように促す。また、他の子どもが大勢いる前でそのことを指摘する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食べたいものを自分で選んで食べられるようにする。食事のマナーを身につける。 ・こぼすことも発達段階の一過程と捉える。こぼされることがストレスなら、食事の時の環境を工夫する。(机を大きくする、床にシートを敷く等)子供を変えさせるのではなく、保育者の視点を変える。 ・年齢に合った食具を選ぶ。(器の大きさ・深さ)保護者に相談して、どんな食事状況か、食器はどんなものを使っているのかを聞いてみる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手を添えて一緒に取り組む「お皿をもって食べようか」「何から食べようか」など声をかける。
午睡時	なかなか寝つけない子に「早く寝てよ。あなたが寝ないと仕事ができないんだよね」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> ・寝かせ付ける時間を確保できるように職員間で連携を図り仕事を分担する。 ・寝かせないといけないという焦りもあるため、寝る前には絵本を読み子どもも保育者もゆとりをもって安心できるように寄り添うようにする。 ・睡眠環境を確保する(室温、明るさ、衣服の調整、安心できるように傍に寄り添う) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ねるまでそばにいるね」と安心して眠れるようにする。 ・「ねむれないの？」と眠れない気持ちを汲みとり、オルゴールをかけ眠れるような環境を整える(室温、湿度、明るさなど)
	寝ずに話している子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友達の布団を離して敷いたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・寝付けない子には近くで見守りながら無理なく体を休めるよう声掛けをし、無理強いしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「せんせいといっしょにねようね」と安心して休めるようにする。
その他	怒鳴ったり「〇〇しない」との言葉や子どもが怖がるもの【鬼等】を使ったりして、子どもを保育者の思い通りに動かそうとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・恐怖心を与えるかかわり方はしない。 ・子どもの話を聞く。 ・どうしたらいいか、子どもと一緒に考えてみる。保育者も一緒に言ってみる。わかりやすく伝える。 ・節分行事:怖いものを知ること必要。ずっと追い回さない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「～してくれる。～を先生と一緒にしようか」と子どもに寄り添ったことば掛けをする。

3) 罰を与える・乱暴なかかわり

一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり	改善点【子どもにかかわる時の態度】	【言葉かけ例】
日中	子どもの人数チェックをする際、子どもの頭を手ではたくようにして人数を数える。	<ul style="list-style-type: none"> ・肩を優しく触りながら、人数を確認する。 ・手を挙げてもらい保育者とタッチしながら人数確認をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇ちゃん」「はい」と返事をしてもらう(以上児)
	並ぶ時等に、子どもの自発的行動を待たず、腕をつかんで引っ張る。	<ul style="list-style-type: none"> ・背中や肩に優しく触れ、誘導する。 ・並ぶ時に歌を歌い、自発的行動を促す。誘導ロープを使い、歌を歌いながら楽しく並べるようにする。 ・肩や腰を支え誘導する。個人に関わる。目印となるテープを貼る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇さんのところにならぶよ」など印をつけ自発的に行動できる環境を作る。
	子どもの注意をする際に「ダメよ」と言って子どもの手を叩く。	<ul style="list-style-type: none"> ・手を叩いて子どもにいう事を聞かせるのではなく、何がいけなかったのか、子どもと向き合つてじっくり話をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕草とことばで【×】をつつて知らせる。 ・「どうしたの？」と聞き子どもの気持ちを受け止める。

午睡時	なかなか眠らない子どもに布団を頭からかぶせるなどして強引に押さえつけ、バンバンと強く布団を叩く。	・眠れるような環境を整える。音楽(オルゴール)をかけたり、寝る体制を変えたり、抱っこして揺らしたり等、眠れる方法を模索する。 ・無理に寝かせない。頭や背中を撫でて安心感を持たせる。	・「おやすみ」と優しく声をかける。 ・「トントンする?」と聞き傍で見守る。
その他	保育者が子どもに注意をしたが、いう事を聞かなかった子どもに対し、廊下に立たせる、散歩に行く際に置いていこうとするなどの罰を与える。	・否定的ではなく肯定的なことばかけをする。 ・集団から離れて個別に対応する。 ・その時の子どもの思いを聞き、受け止める。本人が落ち着くまで個別に対応する。	・「せんせいまっているから～しようか」冷静になる時間をもつ。 ・「～してくれる?」「～をせんせいといっしょにしようか?」

(4) 一人一人の子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり

一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり	改善点【子どもにかかわる時の態度】	【言葉かけ例】
降園時	いつも時間ぎりぎりのお迎えになる子どもに対して「〇〇ちゃんのお母さん、今日も遅いね」と言う。	・子どもの気持ちに寄り添う。 ・子どもが安心できるまた落ち着けるような言葉をかける。	・「お母さん、遅くまでお仕事頑張っているね」 ・「もうすぐお迎えが来るから、先生と一緒に待つようね」等
その他	登園が遅い、服が汚れていない、提出物の遅れなどの際に、子どもに「また〇〇君のお母さん忘れたの。いつも忘れて困るね。」や「昨日お風呂に入れてもらわなかったの」等否定的な言葉かけをする。	・保護者に直接話し、子どもの前で言わない。 ・子どもに伝える場合、と担任が伝える。	・「これは欲しいから(使うから・必要だから)忘れないで持ってきてね」
	いつもぎりぎりの時間にお迎えに来る保護者に「いつもぎりぎりですね」と言ったり、保護者が提出物を忘れた際に「いつも忘れて困ります」と言ったりする。	・敬意を払う。笑顔で見送る。保護者の迎えが遅くても仕事として割り切る。 ・丁寧に伝える。	・「毎日、遅くまでお疲れ様です」 ・「気をつけて帰ってくださいね」 ・「この書類は締め切りが●●までだったので、また提出お願いします」
	「お休みの日にどこに行っただかお話しして」との問いかけについて、クラス子ども達【全員】に発表してもらう。	・子どもの話したい気持ちを受けとめる。また、全員に発表してもらうのではなく、個別でのやりとりをする。	

(5) 差別的なかわり

一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり	改善点【子どもにかかわる時の態度】	【言葉かけ例】
登園時	挨拶をしてきたか否かにかかわらず、特定の子どものみだけ「おはよう」と言葉かけをする。	・全員に笑顔で相手の目を見て声をかける。 ・保護者にも同様に接する。	・「〇〇さん、おはよう」
日中	いつまでも泣いている男の子に「男の子だからいつまでも泣かない」や乱暴な言葉遣いをする女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する。	・性差はつけない。どの子に対しても平等に一貫して良いこと悪いことを伝えていく。	
昼食時	少食の子に対して、子どもの意見を聞かず、初めから非常に量を少なくして配膳する。	・量を少なくして配膳する際には、必ず本児に、減らして量を確認する。自分から「減らしてください」と言えるような雰囲気をつくる。	
午睡時	寝かしつける際に、いつも同じ子どものそばにばかりつく。	・平等に毎日違う子のそばにつくようにする。複数担任の場合は、順番につくようにする。	
降園時	クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに「〇〇ちゃんは早く出来ないのね、ダメな子になっちゃうよ」と言う。	・帰りの支度が終わっている子やなかよしの友達が帰り支度をしているのをとほめ、遅い子にもその様子を知らせていく。それでもなかなかできない子にはと聞き、保育者が一緒に行く。	・「頑張っているね」 ・「お手伝いしてもいい?」

(2) 子育て支援課の役割

- ① 保育所保育指針等の関係法令を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方を本ガイドラインや各種通知をもって示します。
- ② 子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方の周知や研修実施等を行います。
- ③ 園において適切な保育が実現されているか、またそのための体制が整っているかについて、監査や日常的な現場訪問を通じた助言・指導を行います。

4 不適切な保育が生じる背景

不適切な保育が生じる背景としては、“職員一人一人の人権意識”の問題(子どもの人権や人格尊重の観点に照らして、どのような子どもへの関わり方が適切なのか十分に理解していない)と、“職場環境”の問題(施設における職員体制が十分でないなど、適切でない保育を誘発する状況が生じている)があると考えられます。

(1)人権意識の問題

保育所保育指針第1章総則には、「(5)保育所の社会的責任」として、下の囲みの記載があります。

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。また、保育所保育指針解説（平成30年2月/厚生労働省）では、上記の内容について次のように解説されています。保育士等は、保育所における保育という営みが、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、憲法・児童福祉法・児童憲章・児童の権利に関する条約などにおける子どもの人権等について理解することが必要であります。

また、子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い互いに尊重する心を育て、子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要です。子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛をあたえることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育にあたらなければなりません。

子どもは保育士等の姿や言動を敏感に受け止めているため、保育士等は、自らが子どもに大きな影響を与える存在であることを認識し、常に自身の人間性や専門性の向上に努めるとともに、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わり信頼関係を築いていくことが大切です。

このことを踏まえ、職員は、常に人間性や専門性の向上に努めるとともに、園内研修における学び合いや外部研修の受講など組織的な取組を継続的に行う必要があります。

(2)職場環境の問題

保育士等による不適切な子どもへの関わりが生じる背景としては、その行為を誘発する状況や、そうした行為が改善されにくい状況等、職場環境の問題も大きいと考えられます。園は、子どもに保育を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を担うことも求められています。加えて、園を利用する子どもとその家庭の多様化などにより、保育士等一人一人にかかる負担は大幅に増加しています。

このように、保育士等が多様なニーズに対応することを求められる状況においては、保育士等が子どもや保護者一人一人に丁寧に向き合い、対応するための十分な時間が確保できない状況も生じうると言えます。

また、例えば、職場に、職員間で日々の保育の振り返りを行う機会などを定期的にもっていれば、不適切な関わりを未然に防止できたり、不適切な関わりに陥っていたとしても早い段階で改善されたりすることが期待できますが、そうした機会がない場合、職員同士の気づきが促されないなどの弊害が考えられます。厚生労働省は、令和2年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を改定し、各保育現場における保育内容等の評価に関する取組が保育の改善や組織の機能強化になることを示しています。さらに令和3年3月には、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」が示され、職員の業務負担の軽減や働き方の見直しなどについて、組織的に取り組むことの重要性が示されました。

不適切な保育の未然防止のためには、子どもへの関わりの方に焦点を当てるのではなく、これらを活用し、組織全体の改善に取り組んでいくことが重要です。

(参考)

保育所における自己評価ガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609915.pdf>

保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763301.pdf>

5 不適切な保育が疑われる事案の把握及び発生時の対応

(1)相談窓口について

本ガイドラインにおいては、保育士等や保護者が、不適切な保育が行われている疑いが生じた場合の窓口を、園ならびに子育て支援課に設置します。

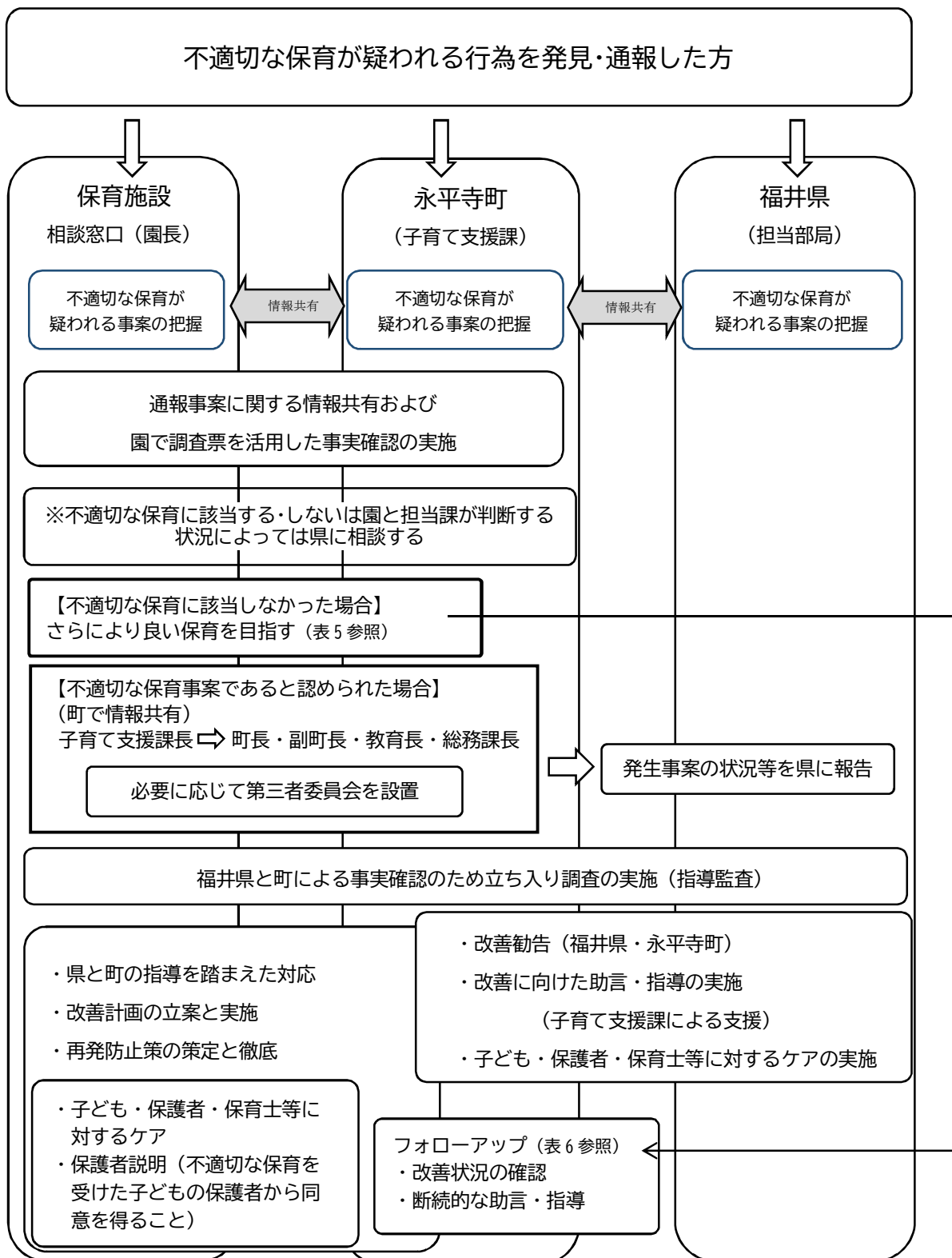
今後は、不適切な保育が疑われる場合の早期の相談から対応を徹底し、子どもが重大な被害を受ける事案を減らすことに重点を置くため、保育士等や保護者からすみやかに相談いただけるよう体制を整えます。

【表4 保育所等や運営法人に対して、不適切な保育が疑われる場合等の問合せ先】

1. 園への問い合わせ					
吉野幼稚園・よしの園	0776-61-1520	御陵幼稚園	0776-61-2001	志比南幼稚園	0776-63-2298
なかよし幼稚園	0776-61-1092	志比幼稚園	0776-63-2307	上志比幼稚園	0776-64-2145
松岡東幼稚園	0776-61-0346	志比北幼稚園	0776-63-2593	みどり葉こども園	0776-61-6220
2. 永平寺町役場子育て支援課への問い合わせ					
永平寺町役場 子育て支援課		0776-61-7250			

(2)発生時、対応の流れ

【図1 不適切な保育が疑われる事実発生時の対応フロー】



【表5 さらにより良い保育を目指す】

<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な保育に該当しないと判断された場合においても、園内研修にて、保育士教諭等は保育中の態度を振りかえり誤解を与えたことに反省するとともに、園全体の課題を見出して改善を図り保育の質向上に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりが出来ているか、より良い保育に向けた振り返りを行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・園長が職員間での「対話」が生まれる体制整備や研修などによる学びの機会を確保し、「自己評価のガイドライン」等活用し、保育士・教諭としての気づきを促します。

【表6 フォローアップ】

<ul style="list-style-type: none"> ・指導監査等の事実確認において把握した虐待等が行われた原因や園が抱える組織的な課題を踏まえ、永平寺町が緊密に連携して、園が策定する改善計画の立案を支援・指導すると共に、その実現に向けた取り組みに対する助言・指導を継続的に行います。
<p>【改善のための取り組み支援の在り方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の施設などで保育を経験した立場からの助言 ・他の園の取り組みなどを知る立場からの助言や具体的なケースの共有 ・園の組織マネジメントに関する助言・指導 ・保育士教諭等の職員への研修や指導に関する助言・指導

(3)事実の確認

園において、園内で不適切な保育が疑われる事案を把握した場合、当該事案の事実関係や要因等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、町に対して情報提供を行い今後の対応等について協議します。

町は、園や保護者、保育士からの情報提供・相談を受けて事実確認を行うにあたり、園から提供された情報を踏まえつつ緊密に連携し、事実関係を正確に把握することはもちろん不適切な保育が行われたと判断する場合には、不適切な保育が行われた要因を分析し理解するとともに、改善に向けての課題を丁寧に把握し指導します。園において、事案の事実関係等を確認するにあたり、次に示す【調査票】を用いて関係者に聞き取り調査を行います。

【図2 調査票】

【調査者氏名】	【回答者氏名】	【聞き取り日時】 令和 年 月 日 () 時 分頃
<p>【調査にあたって】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰が何を回答したかについて、秘密は守られますので、知っていることを正直に教えてください。 ・職員間で、何を話したかや何を聞かれたかについて、詮索しないでください。 ・園全体で改善に取り組んでいくために、組織的な課題について気づいたことを教えてください。 		
不適切な保育が疑われる事実	事実確認	具体的な内容
例)〇〇に対して△△をした。	<input type="checkbox"/> 見た いつ: どこで: <input type="checkbox"/> 聞いた いつ: 誰から: <input type="checkbox"/> 知らない	
例)□□できない〇〇を△△し、××の状態になった。	<input type="checkbox"/> 見た いつ: どこで: <input type="checkbox"/> 聞いた いつ: 誰から: <input type="checkbox"/> 知らない	
今回の事案の背景や組織的な課題について		

(4)事実確認後の対応

不適切な保育が疑われる事案を園ならびに子育て支援課が把握した場合の対応は、今後の“より良い保育”の実施を目指し、同様の事案が生じないための環境を整備することが最大の目的です。そのため、個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解した上で、園の組織全体として改善するための方法を探ることが重要です。園は不適切な保育の事実が確認された場合、園長が中心となり改善に向けた行動計画を策定し、園全体で改善に取り組むことが求められます。

また、不適切な保育が行われた場合、その対象となった子どものみならず、その他の子どもも含め、十分な心のケアを行う必要があります。併せて、不適切な保育が行われた経緯や今後の保育所としての対応方針

等について、園を利用する子どもの保護者に対して丁寧に説明し理解を得ることが重要です。その際、不適切な保育を受けた子どもの保護者から、他の保護者に対して事案の経緯等を説明することの同意を得る必要が生じる場合があることに留意する必要があります。

不適切な保育が行われたと判断した場合、町は書面指導や改善勧告等による改善の指導を行うこととなりますが、その際には、実際に生じた個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解した上で、保育所等の組織全体としての改善を図るための指導を行うこととなります。具体的には、不適切な保育が行われた原因や園が抱える組織的な課題を踏まえ、保育所等が策定する改善計画の立案を支援・指導するとともに、その実現に向けた取り組みに対する助言・指導を継続的に行っていきます。

なお、不適切な保育が行われた保育所等に対し、継続的な支援を実施することは重要ではありますが、不適切な保育が行われた場合に限らず、日頃から園と子育て支援課が密にコミュニケーションを取りつつ、不適切な保育の未然防止や保育の質の向上にも取り組んでいきます。

【様式】 調査票

【調査者氏名】	【回答者氏名】	【聞き取り日時】 令和 年 月 日 () 時 分頃
<p>【聞き取り調査にあたって】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰が何を回答したかについて、秘密は守られますので、知っていることを正直に教えてください。 ・ 職員間で、何を話したかや何を聞かれたかについて、詮索しないでください。 ・ 園全体で改善に取り組んでいくために、組織的な課題について気づいたことを教えてください。 		
不適切な保育が疑われる事実	事 実 確 認	具体的な内容
	<input type="checkbox"/> 見た いつ： どこで： <input type="checkbox"/> 聞いた いつ： 誰から： <input type="checkbox"/> 知らない	
	<input type="checkbox"/> 見た いつ： どこで： <input type="checkbox"/> 聞いた いつ： 誰から： <input type="checkbox"/> 知らない	
	<input type="checkbox"/> 見た いつ： どこで： <input type="checkbox"/> 聞いた いつ： 誰から： <input type="checkbox"/> 知らない	
	<input type="checkbox"/> 見た いつ： どこで： <input type="checkbox"/> 聞いた いつ： 誰から： <input type="checkbox"/> 知らない	
【今回の事案の背景や組織的な課題について】		